

○廿日市市広告掲載要綱

平成19年3月28日

告示第45号

改正 平成25年12月27日告示第235号

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めることにより、広告掲載による市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する市の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する印刷物

イ 市のホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(一部改正〔平成25年告示235号〕)

(広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 他人を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの

もの

- (7) 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽若しくは誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 個人又は法人の名刺広告
- (11) 本市の推進している施策に反するもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの

2 前項に規定するもののほか、広告掲載に関し必要な規準は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成25年告示235号〕)

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの当該広告媒体を取扱う主管部局の長（以下「主管部長」という。）が別に定める。

(一部改正〔平成25年告示235号〕)

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管部長が別に定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、広告掲載料及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管部長が別に定める。

(広告の審査)

第7条 主管部長は、広告媒体に掲載する広告に関する審査を行い、その可否を決定する。

2 主管部長は、前項の可否に関して疑義が生じた場合において、次条に規定する廿日市市広告審査会（以下「審査会」という。）に意見を求めることができる。

(全部改正〔平成25年告示235号〕)

(審査機関)

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査し、意見を述べるため、審査会を設置する。

2 審査会は分権政策部長が主宰し、分権政策部経営政策課長、分権政策部財政課長及び分権政策部広報統計課長をもって構成する。

(追加〔平成25年告示235号〕)

(会議)

第9条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて分権政策部長が招集し、分権政策部長が議長となる。

2 会議の議事は過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 分権政策部長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(追加〔平成25年告示235号〕)

(庶務)

第10条 審査会に関する庶務は、分権政策部広報統計課において処理する。

(追加〔平成25年告示235号〕)

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

(一部改正〔平成25年告示235号〕)

附 則

この要綱は、平成19年3月28日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日告示第235号)

この告示は、公布の日から施行する。